

浄法寺訪問介護事業所・訪問介護利用
 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
代表者（職名・氏名）	会長 山口 金男
設立年月日	平成18年4月3日
電話番号	0195-25-4959

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	浄法寺訪問介護事業所	
サービスの種類	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）	
事業所の所在地	〒028-6851 岩手県二戸市浄法寺町小池3番地	
電話番号	0195-38-2456	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日	岩手県 第0373200138号
管理者の氏名	小船 久美子	
通常の事業の実施地域	二戸市 八幡平市（訪問介護のみ）	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業対象者、要支援・要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状態や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と線密な連携を図りながら、利用者の要支援・要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

訪問介護・第1号訪問事業は、介護職員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービス内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	<ul style="list-style-type: none">・食 事 配膳、服薬確認、食事介助・入 浴 着脱介助、洗身・洗髪介助、見守り等・排 泄 トイレへの移動介助、排泄介助、着脱介助、見守り等・清 拭 全身清拭、部分清拭、口腔清拭、全身の観察、整容・体位変換 褥瘡予防、安楽のための体位変換
生活援助	<ul style="list-style-type: none">・買い物 虚弱や介護等で外出できない方への買い物援助・調 理 虚弱や身体の障害等により調理のできない方への調理援助・掃 除 環境整備、清拭保持のための援助・洗 濯 一連の洗濯行為、整頓等のための援助

5 営業日時

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。サービスの提供については、要望に応じて実施する。

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務人数
管理者	1名（介護職員兼務）
サービス提供責任者	1名以上（介護職員兼務）
介護職員	5名以上

7 サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

担当サービス提供責任者の氏名	
----------------	--

8 利用料

あなたがサービスを利用した利用料は次のとおりで、あなたからお支払いいただく利用者負担金は、介護保険負担割合証にある利用者負担の割合（1割・2割・3割）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

利用料は、厚生労働大臣が告示で定めるものであり、これが改定された場合は、利用者負担額も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

(1) 訪問介護の利用料（要介護1～要介護5）

【基本部分】 身体介護及び生活援助

1回あたりの所要時間		利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体 介護	①20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	②30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	③1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	④1時間30分以上（30分増すごと）	820円加算	82円加算	164円加算	246円加算
生活 援助	⑤20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	⑥45分以上	2,200円	220円	440円	660円
	⑦①に引き続き45分	1,300円	130円	260円	390円
	⑧②に引き続き20分	650円	65円	130円	195円

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（初回利用月）	2,000円	200円	400円	600円
特別地域加算	国で定められた地域でサービス提供した場合	基本部分に15%加算			
特定事業所加算	国が定める体制要件を満たす場合	基本部分に10%加算			
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	国が定める基準を満たす場合	基本部分に18.2%加算			

(2) 第1号訪問事業の利用料（事業対象者・要支援1・2）

【基本部分】 ※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問型サービス 11（1月につき）	1週間の提供回数が1回程度の場合 （事業対象者・要支援1・2）	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス 12（1月につき）	1週間の提供回数が2回程度の場合 （事業対象者・要支援1・2）	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス 13（1月につき）	1週間の提供回数が2回を超える場合 （事業対象者・要支援2）	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（初回利用月）	2,000円	200円	400円	600円
特別地域加算	国で定められた地域でサービス提供した場合	基本部分に15%加算			
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	国が定める基準を満たす場合	基本部分に18.2%加算			

（3）支払い方法

利用料（利用者負担額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、口座引き落とし、銀行振り込み、現金払いのいずれかでお支払いください。

なお、利用者負担額の受領に関わる領収書等については、利用者負担額の支払いを受けた後、発行いたします。

支払方法	支払期限等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の28日（銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）に、あなたが指定する口座（ゆうちょ銀行又は岩手銀行）より引き落としします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の28日（銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）までに、次の口座に振り込みしてください。 岩手銀行 浄法寺支店 普通口座 2003430 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会浄法寺支所 会長 山口金男
現金払い	サービスを利用した月の翌月の28日までに、現金でお支払いください。

9 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、次のとおりです。

- （1）サービス提供の際、介護職員等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- （2）介護職員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （3）体調や容体の急変などによりサービスをご利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

10 電磁的記録

- （1）介護サービス事業所における諸記録の保存、交付等についての電磁的な対応をします。
- （2）書面での説明同意書を行うものについての電磁的記録による対応をいたします。

11 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに次の

主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

12 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所、二戸地区広域行政事務組合その他関係機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13 身体拘束の禁止

事業者は、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束はいたしません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため、必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

管理者 小船 久美子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修会を実践しています。

15 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所苦情相談窓口	電話番号	0195-38-2456 ・ 0195-38-3061
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、第三者委員も受け付けしています。

第三者委員	佐藤 順 0195-25-4366	下斗米隆司 0195-28-2146
	南谷 敏夫 0195-25-4545	三浦 貢 0195-38-3349
	日向壽歩子 0195-38-2149	

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	二戸市総合福祉センター 福祉課	0195-23-1313
	二戸地区広域行政事務組合 介護保険推進室	0195-23-7772
	岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課	019-623-4325

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	住所	岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
	事業者(法人名)	社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会
	代表者職・氏名	会長 山口 金 男 ㊟
	事業所名	浄法寺訪問介護事業所 (岩手県 0373200138)
	説明者 職	サービス提供責任者
	氏名	㊟

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	㊟

署名代行者(又は法定代理人)

住所	
氏名	㊟

利用者との続柄